



森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口
事業推進課 経営指導相談係
■問い合わせ先
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

経営継承(平成 26 年度)その 2

先月に続き経営継承に関する税務について触れます。今月は税務に関する変更点です。相続時課税制度の年齢制限等が変更されました。平成 27 年度から適用されることになっています。

1. 固定資産の取扱い

継承した資産のうち減価償却資産は、贈与する場合も無償で貸与する場合も貸借対照表や減価償却台帳に取得価額や耐用年数、未償却残高をそのまま引き継いで計上します。なお、経営継承によって農業経営者が生計を一にする親など親族名義の不動産を無償で事業の用に供している場合、親族名義の資産の固定資産税や減価償却費・除却損、資産取得資金の借入金の利息を必要経費にできます(所基通 56-1)。

固定資産など、棚卸資産以外の農業用財産は貸与することができます。固定資産のうち、不動産は、登記名義を変更するなど特に贈与したと認められるものを除いて、贈与はなかったものとされます(昭 35 直資 15)。不動産とは、土地、建物、建物付属設備、構築物などで、畜舎や堆肥舎などが含まれます。このため、不動産については、一般に、親から子へ無償で貸与することになります。ところが、不動産以外の農業用財産(動産)は、貸与であっても原則として贈与があったものとして取り扱われます。不動産以外の農業用財産とは、棚卸資産のほか、農業機械や搾乳牛などの減価償却資産があります。

2. 不動産以外の農業用財産の贈与を留保する旨の申出

これについて、棚卸資産以外の動産で特に書面で贈与を留保する旨の申出があり、かつ、その申出のあった財産の価額を、旧経営者を被相続人とする相続財産価額に算入することを了承したものについては贈与がなかったものとして取り扱われることになっています(昭 35 直資 15)。具体的には、『不動産以外の農業用財産の贈与を留保する旨の申出書』(資猶 34-A-4)という様式を提出します。しかしながら、この様式は国税庁のホームページに掲載されておらず、税務署によってこの方法による農業用財産の貸借を認めていないケースもあります。

贈与と認定された場合、贈与財産の価額の合計額が

贈与税の基礎控除額の 110 万円を超えるときは、累進税率による贈与税が課税されることとなります。また、負担付贈与に該当する場合には、親に対して消費税が課税されますので、気を付けてください。親の借入金などの債務を実質的に引き継いだ場合には負担付贈与となることがあります。ただし、子の貸借対照表に計上しているからといって農業用財産や債務を引き継いだことにはならず、負担付贈与には該当しません。

経営移譲にあたって、金融機関から重畳的債務引受契約により親から子へ債務を引き継ぐよう求められることがあります。元の債務者と引受者との負担割合を両者の間で任意に決めることができます。この場合には負担割合を元の債務者である親と引受者である子との負担割合を 1 対 0 とすれば、親の債務を実質的に引き継いだことにはなりません。この場合、実質的には親の借入金はそのまま、子が親の債務保証を引き受けたのと同じ形になります。

3. 相続時精算課税制度の活用

親の年齢が 65 歳以上になっている場合は、相続時精算課税制度を活用する方法もあります。相続時精算課税制度を選択すると 2,500 万円までであれば贈与があっても課税されません。相続時精算課税制度とは、平成 15 年度税制改正により創設された制度で、贈与段階での課税について相続時の精算を前提にした概算払いと考え、贈与税を大幅に軽減したものです。贈与者が 65 歳以上の親、受贈者は 20 歳以上の子(推定相続人)の場合が制度の対象となります。相続時精算課税制度と暦年課税のいずれを選択するかは受贈者(子)が行い、特別控除額は複数年にわたって利用できます。なお、贈与財産の価額の合計額が特別控除額の 2,500 万円を上回る場合には、上回る部分の金額に一律 20%の税率による贈与税が課税されます。相続時精算課税制度により贈与するのは搾乳牛や農業用機械、棚卸資産が主体となりますが、農業用の不動産を含めても 2,500 万円以内になるときは、不動産も贈与財産に含めた方が良いでしょう。なお、平成 25 年度税制改正により、相続時精算課税制度の適用要件について、受贈者の範囲に 20 歳以上である孫を加えるとともに、贈与者の年齢要件が 60 歳以上に引き下げられ、平成 27 年分以降の贈与から適用されます。